

印旛利根川水防事務組合の監査委員の報酬及び費用弁償に関する  
条例

平成19年2月1日  
印利水条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第5項の規定により印旛利根川水防事務組合の監査委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 監査委員の報酬の年額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、監査委員がその職に就いた月から月割によって計算した額を支給し、任期満了、辞職及び死亡等によりその職を退いた月まで支給する。

2 報酬の支給は、原則として毎年3月にその年度分を支給する。

(費用弁償)

第4条 監査委員がその職に従事したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。

2 監査委員の旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例（昭和36年栄町条例第14号）に定める旅費の支給方法の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合監査委員に関する報酬条例の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合監査委員に関する報酬条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第7号）は、廃止する。

別表第1（第2条）

職 名	報 酬 の 年 額
監査委員（議会選出）	18,000円
監査委員（知識経験者）	36,000円

別表第2（第4条第1項）

区 分	旅 費					
	鉄道賃 及び 船 賃	航空賃	車賃 ( 1 報 につき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
監 査 委 員	普通運 賃	実費	3 7 円	2,600 円	13,100 円	2,600 円